

○【別添12】 平成11年郵政省告示第312号

○郵政省告示平成十一年第三百十二号（登録検査等事業者等規則別表第四号第三の二注1及び同規則別表第六号第三の二注1の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査又は点検の実施項目を定める件）の一部を改正する告示案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

○登録検査等事業者等規則別表第四号第三の二注1及び同規則別表第六号第三の二注1の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査又は点検の実施項目

（平成十一年五月十一日）

（郵政省告示第三百十二号）  
（平成十一年五月十一日）

○登録点検事業者等規則別表第四号第三の二注1の規定に基づく登録点検事業者等が行う点検の実施項目

（郵政省告示第三百十二号）

○登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）別表第四号第三の二注1及び別表第六号第三の二注1の規定に基づき、登録検査等事業者等が行う検査又は点検の実施項目を次のように定める。

1 検査の実施項目

点検の実施項目	検査の項目	備考
点検の項目		
電波の強度に対する安全施設	施行規則第二十二条の三第一項各号に掲げる無線局の無線設備を除く。	
人体頭部における比吸収率	施行規則第二十二条の三第一項各号に掲げる無線局の無線設備を除く。	設備規則第十四条の二第一項に規定する無線局の無線設備に限る。

（同上）

○登録点検事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）別表第四号第三の二注1の規定に基づき、登録点検事業者等が行う点検の実施項目を次のように定める。